

経済産業省におけるスポーツ安全の取組

2025年9月

経済産業省 商務・サービスグループ

トランポリン設置事業者に対する周知

- 民間のトランポリン設置施設において事故が発生していた状況であったことを踏まえ、**消費者安全委員会から出された報告書等のリンクを周知し、報告書に記載の安全への取組を活用し事故防止に取り組む**よう、企業に対して依頼文書を送付。

トランポリンパーク施設運営者が実施すべき安全対策

1. 施設運営者によるリスク低減策

- 公益財団法人日本体操協会の技術的支援を仰ぐなどして、トランポリンの技術的な知識の習得と、リスク認識を確かなものとする。
※日本体操協会は技術的支援としてトランポリンパーク施設運営者向けの講習会を開催予定である。
本講習会については、巻末のQRコード「トランポリンパーク事業者向け講習会問合せメールアドレス」から問合せが可能。
- 施設の運営については、安全性向上のため、社会的に許容されるレベルまでリスク低減の対策を実施、管理することを組織的かつ継続的に行う。
- トランポリンパークの運営の要件や、フォームビットの深さなどの設備の仕様を定めている国際規格等に準拠する形で、施設運営者は、運営、設備の仕様決定を含め施設全体の安全確保を図る。
- 施設運営者は、不適切な行為等を監視・是正し利用者の安全を管理する監視員、そのスキルに加えてトランポリン未経験の利用者の技術指導も行うことができる指導員等の配置を行い、危険な行為のチェックや安全な跳び方の指導を常時行うようにする。
- 専任の監視員・指導員の常時配置に際しては、公益財団法人日本体操協会の公認トランポリン普及指導員等の資格保有者の採用、又は資格取得を検討する。
- 施設運営者は、利用者に対する危険性及び安全対策の説明・周知を、認知リスクに対して思い込みの影響が出ないようにすることや理解が曖昧にならないように配慮し丁寧に行う。掲示による周知では、なぜ危険か、どのように危険か、及び対策等を、簡潔に利用者に提示することが必要である。

2. 安全への取組状況の公表

施設運営者は安全への取組状況、リスクアセスメント結果及び残留するリスクをホームページ等で公表するなど消費者が容易に認知できるようにする。

商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン

- 商業施設を所管する立場から、商業施設内での遊戯施設の安全に関してガイドラインを作成し、経産省HPにて掲載。

概要

- 「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」においては、
 - 商業施設事業者が遊戯施設を設計・設置・運営する場合
 - 商業施設事業者が遊戯施設をサービスとして提供するテナントと契約する場合
 - 商業施設事業者が臨時に遊戯施設の設置・運営を委託する事業者（イベント会社、リース会社等）と契約する場合のそれぞれにおいて、商業施設事業者が取り組むことが望ましい事項を示した。
- 具体的には、設計・設置、テナント等の提携先の選定、点検・保守、事故対応、再発防止、マニュアルの整備等について定めている。